

## 茅ヶ崎市危機管理対策検討課長会議要綱

### (設置)

第1条 危機管理に関する対策の検討及び連絡調整を行うため茅ヶ崎市危機管理対策検討課長会議（以下「対策検討課長会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 対策検討課長会議は、危機管理（市民の生命、身体又は財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に関する対策の検討及び連絡調整をするものとする。

2 対策検討課長会議は、危機管理に関する指針の策定及び修正、並びに推進を行うものとする。

### (組織)

第3条 対策検討課長会議は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、市民安全部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (委員長)

第4条 委員長は、対策検討課長会議の会務を総理し、対策検討課長会議を代表する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 対策検討課長会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 対策検討課長会議には、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (意見の聴取等)

第6条 対策検討課長会議は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (報告)

第7条 委員長は、対策検討課長会議の結果を市長に報告するものとする。

### (庶務)

第8条 対策検討課長会議の庶務は、市民安全部防災対策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策検討課長会議の運営に関し必要な事項は、委員長が対策検討課長会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

行政総務課長 企画経営課長 秘書広報課長 財政課長 防災対策課長 産業振興課長  
文化生涯学習課長 福祉政策課長 子育て支援課長 環境政策課長 都市計画課長  
建設総務課長 下水道河川総務課長 保健企画課長 病院総務課長 消防総務課長  
会計課長 議会事務局次長 選挙管理委員会事務局次長 監査事務局次長 農業委員会事務局次長  
教育総務課長 教育政策課長